京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月金五十錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰曆　十二月廿一日
發行編輯兼印刷人　山下英爾
京城西署西小門通
發行所　京城新報社
電話六六三

新疆旅行記（三）

ハンス、デーリング

蒙古の國界近く來れることとて吾等は二三の蒙古人の羊飼に遭遇せり、彼等の容貌は全然歐羅巴人に類して見たる「ジプシー」人に似たり其言語は單調にして病人のうれよりも遙に優美に其音調美妙にして實に人耳を傾けしむるものから其一語をも解し得ざるは遺憾なり、彼等は我等が露營せし谷間に其羊を飼ひ吾等が汲用する水源にて其羊に飲ひたり、彼等の中には婦人あり其服裝は數年前歐洲に流行せし婦人服と同じ樣に肩と腕と相合ふ處に膨れたる襞ある寛衣を着けたり此襞は蒙古の婦人等が棒にて井戸より水を運び行く時其肩を保護する用をなすなりと吾等が雇ゆる彼等隊商の仲間は料理せる麥粉及麵包と鹽漬の「キャベツ」及鹽漬の胡瓜の外何物をも食せず、一片の豚肉や羊肉も彼等には年に一二度の食用たるに過ぎざるべし、彼等は其體質上肉食をなさゞるも能く健康なることを明なり、彼等は頑健にして歐洲人の孱弱企及すべからざる程、風雨天候の影響に反抗する力を有すればなり。吾等の隊商の通過せし砂濱の山脈の地質學的構造は「ゼルマン」彩色を呈し其岩石は或は黑色にして石炭の如き花崗石あり或は美麗なる白色の石英あり又或は種々の隈取りある赤色の花崗石あり、余の地質學上の智識を以てするも此岩石よりなる山脈の何處かに鐵鑛か又は石炭かを含有することを斷言するに躊躇せず、鑛の硫化物は或る岩石に綠色を與ふるものなるが、丹は此丘坂の表面上に屢々として見るべし、又灰黑色の石にして最も麗はしき磨き鍛の如きものあり或は黑色の岩石よりなるものにして熔鐵石の溶層の如く見ゆるあり。吾等は此等の岩石の標本を其色數丈持ち來れり後日地質學者や其他の人々に興味を與ふることならん三月十八日は吾等が其隊商と共に戈壁砂漠に達りし第三回の日曜日なりき、吾等は毎夜新鮮なる地に天幕を張れる吾等の生活法に充分に慣れ其後の旅行中は天幕の中に駱駝の鞍上に眠るを例とし此遊牧生活に實際の趣味を感じ蒸熱く塵芥多き宿舍生活に立還るを却て恐るゝに至れり然れども唯一事の宿舍生活に德とすべきことあり丹は毎夜食事の際支那人が動物の如き音を立つることを聞かされずに濟むことなり是れ實に宿舍の垢穢よりも一層厭ふべきものなればなり、彼の駱駝の馭者と接近し毎夜小半時間其居にて音高く捻り且つ皷舌するを聞かば感覺の鋭き歐洲人にとりては其苦痛堪へ難し好し歐洲人は其嫌忌の情を抑制し得べきも決して此音響と和解することを得ず、只管だ彼は無智なる此素朴漢を寛恕するを得べけんのみ。

哈密を去ること八驛なる「リ、ハミ、ハート」ランヌ」よりの通信にてデーリング氏は下の如く其日記を續けり

三月二十一日、吾等は北方地平線上に萬古の雪を戴ける「ティアオ」山の連峯を見たり、哈密は其山麓にあり、聞く新疆の首都は彼の山の彼方に横はると云ふ、三月二十二日には數人の農夫等が殖民を開始せる地に到着せしが彼等は能く程遠からぬ處より肥沃良好なる土壤を堆かく運搬し來りて砂地をば豐饒の田野と化せり彼等の家屋は最近の二十日間に初めて見たるものなり吾等が途中に遇ひし蒙古人は唯だ灌木にて作りし小屋又は天幕の中に住せしなりき、この夜強しき塵風吹き起り殆ど旅行すること能はざりしを以て翌日は滯留せり、此地は花崗石の丘陵上に回々敎の寺院あるの故に其名を廟岡と云ふ、回數の一僧其妻及父と共に吾等の天幕を訪はれたりしが彼等は土耳古斯坦の土人にして外觀清人とは著しく異なり余が携帶せし「キルギス、タータ」及「アストラカン、タータ」の書を讀む力を有せり、彼等は美麗にして通常の支那人より一層進化せる如く見ねたり、此地に住せるものは十人の男子と數人の女子及小兒のみにして家畜を養ひ又駱駝、馬及騾の食料たる豌豆を植う其他は小麥、小稷を種植せり。其島の周圍には美しき樹木繁茂しけるが、これ吾等が二十日以前砂漠に入りし後初めて見たるものなりき。

ステッセル裁判（十）

有史以來の大審問▲露國陸軍の内幕▲日露戰爭最後の悲劇▲旅順要塞開城事件

金州に關するクロパトキンの證言の後、辯護士は戰闘前及び戰闘最中ステッセル、フォーク兩將の間に交換されたる電文を殘らず法廷に於て朗讀することを申請せり。其の際アレクセーエフ太守よりステッセルに遣はしたる電文も朗讀されしが、其の中に「金州戰闘の主要任務は要塞を支持すること非ずして、適時に退却することに在り」と言はれたり。

▲モザレーフスキイ中尉の證言

クロパトキン將軍に續いて金州戰闘の際右翼の義勇隊長たりしモザレーフスキイ中尉を審問せしが、其の證言に曰く、

「本證人は五月十三日（二十六日）より十四日（二十七日）に至る夜間にフォーク中將が前線の陣地を撤退せしことを知り得たり。第五聯隊は敵の恐るべき砲火を長く支ゆる能はずして命令なきに陣地を放棄したりとの上申を受領せし時に至る迄退却の命令は全く下らざりき。唯だ第五聯隊退却の報に接して始めてフォーク將軍は退却の命令を發したり。然れども此の命令の後數十分を經て未だ命令も傳へられざるに早や退却軍の闘隊見ね初めたり」。

金州に於ける敗戰の原因如何との質問に對し、モザレーフスキイ中尉は答へて曰く其の主なる原因は是れ敵軍の大なる優勢と艦隊掩護の皆無に存じたりと。モザレーフスキー中尉は參謀本部に於ける勤務の都合上諸他の點に就て審問せらるゝの暇なきに依り、ステッセル、フォーク兩將の辯護人は中尉に對うて、

「貴下はフォーク將軍の指令を讀みしや」

中尉、「否、本證人は之を讀まざりき。本證人が負傷して病院に在りし時、指令に就て人々の語るを聞きたり。其の何人なりしかは今日之を記憶せず」。

「人々は是等の指令が軍隊の士氣を沮喪せしめしことありしや」

「否、本證人は斯る言葉を聞かざりき」。

「我が旅順の埋地雷は何故に爆發せざりしか、貴下は之を知らざりしや」。

「本證人は、ノージンが旅順より出でゝ我が埋地雷配備の計畫を日本軍に傳へしことを聞きたり。ノージンが出發する迄は盛に爆發せし埋地雷が其の出發後は全く爆發を止めたり」。

以上モザレーフスキイ中尉の證言は凡ての人に何となく重苦しき厭感を與へたり。中尉の審問は午後六時に及び、是れにて第二回の裁判終り、第三回は明三十日（十二月十三日）開廷の筈、而して金州戰闘に關する證人の審問は益佳境に入るべし。

韓國の度量（二）

度支部税務部調査

●各地方度量概覽

●京城●

●尺度

種類	日本曲尺換算	摘要
木尺	一尺	所謂營造尺なり
針尺	一尺六寸七分	普通裁縫用の者
絹尺	一尺四寸五分	絹類を度るもの

●斗量

種類	一升	五合	一合
深	四寸三分	二寸九分	七寸一分
幅	二寸九分	二寸一分	七寸一分
長	一寸四分	二寸一分	二寸一分
日本升換算	一升五合	七合五勺	一合

（備考）一合升は日本に法りたるものにして昨年より一般に市場に用ひらる

●水原●

●尺度

種類	日本曲尺換算	摘要
針尺	一尺六寸五分	

●斗量

種類	一斗	一升
深	三寸八分	一寸七分
幅	八寸	二寸一分
長	八寸	五寸八分
日本升換算	一升七合五勺餘	三合一勺九才

●開城●

●尺度

種類	日本曲尺換算	摘要
針尺	一尺八寸一分	
絹尺	一尺六寸五分	

●斗量

種類	日本升換算
一斗	四升六合四勺九才
一升	一升二合二勺七才
五合	七合九勺二才
驛升一斗	三升六合二勺一才

●忠州●

●尺度

種類	日本尺換算	摘要
針尺	一尺六寸六分	最も短きものにして
同	一尺六寸七分	其數最も普通
同	一尺六寸七分五厘	前者に次て其數少なからず
同	一尺六寸八分	其數多からず
同	一尺六寸八分五厘	其數甚だ稀なり
同	一尺七寸	市場僅に一本ありしのみ

●斗量

種類	日本尺換算
五升	四尺六合五勺三才
五升	五尺八合七勺強
一升	一尺一合九勺八才
同	九合九勺三才
同	九合八勺七才
同	九合七勺四才
同	九合五勺八才

（備考）忠州にては斛升米升の區別なし

一月中旬の外國貿易

（關税局調査）

區分	本旬分	一月以降累計額
輸出品價額	四五七、九〇六圓	九一五、七七三圓
輸入品價額	八八二、七九〇	一、六五二、〇二四
合計	一、三四〇、六九六	二、五六七、七九七

右貿易額の港別左の如し

港名	本旬分 輸出額	本旬分 輸入額	一月以降累計 輸出額	一月以降累計 輸入額
仁川	八八、六四七	四二七、七三五	[illegible]	[illegible]
釜山	二〇八、〇二四	二三四、四二三	[illegible]	[illegible]
元山	三一、九一五	五三、五八一	[illegible]	[illegible]
鎮南浦	―	八、八五五	[illegible]	[illegible]
京城	三三八	一〇五、三三八	[illegible]	[illegible]
群山	八七、〇六九	二三、四六六	[illegible]	[illegible]
木浦	一八、六八五	一六、三三三	[illegible]	[illegible]
馬山	四、八六三	三、一〇八	[illegible]	[illegible]
城津	一、九〇二	二、一三三	[illegible]	[illegible]
新義州	一六、六五四	八、三五六	[illegible]	[illegible]
計	四五七、九〇六	八八二、七九〇	九一五、七七三	一、六五二、〇二四

輸出重要品表

品名	本旬分	一月以降累計額
米	二四一、九一一圓	三九八、一三一圓
大豆及小豆	一三二、八四三	三三五、八八〇
鮮魚乾魚及鹽魚	九、〇〇四	二三、三二一
人參	一〇〇	一〇〇
生牛	二九、四七七	四八、四三四

輸入重要品表

品名	本旬分	一月以降累計額
食鹽	一五、二七一	一五、四六六
清酒	一三、八五六	二九、六五六
打綿	一二、三二〇	一五、二〇一
生金巾及シーチング	五三、一九四	三四一、三八九
日本綿	三一、一三〇	六六、一三六
煙草（葉卷煙草を除く）	二〇、二八九	七二、三三一
石油	四四二	一、三七八
マッチ	七、九四二	一九、三一二
砂糖及精糖	二二、五七一	三一、五〇一
石炭	二一、五七六	四〇、六八三
綿絲	五九、九三二	一一五、七三七

仁川　酒精需給狀況

（一）酒精の需給狀況　酒精は醫療用の外混成酒若くは果實酒の料として用ゐられ其需用近來增進を見るに至れり今當港税關輸入統計に顯はれたる本品の元價は四十年中僅かに一千六百三十四圓に過ぎず獨逸より輸入の同品は工業用品中に合算され統計上其額を明知することを得ずと雖も同品特約販賣店たる阪倉藥店の販賣高は一ケ年百二十罐より百五十罐なりと云へり其他當地藥店の販賣高を加ふれば一ケ年約二百罐より二百二三十罐に過ぎざるべしといへり

（二）酒精の價格（當港藥店に於ける）如左

品名	容量	價格
獨逸製（九十度（攝氏））（工業用酒精）	卅磅一罐	四圓廿五錢
同　同	四罐入一箱	十七圓
日本製　同	三十磅一罐	四圓五十錢
同	四罐入壹箱	十七圓五十錢
同六十五度より七十度	一磅瓶入	四十錢

（三）取扱店其他　醫療用酒精は當然各賣藥店孰れも販賣せざるなしと雖も工業用酒精は當然世昌洋行（獨逸人）主として之れを取扱ひ居り當港花町阪倉商店特約販賣せり其他本町北島藥店宮町山口藥店等にも工業用酒精を取扱ふと雖も其額僅少なり右は孰れも當港に於ける身元確實なる藥店なり

（四）將來の見込　當港に於ける果實酒又は混成酒の需用は日本人一同の嗜好に止まり其產額尚僅少にして韓人は換擬葡萄酒の外未だ之れを嗜好するに至らず換擬葡萄酒と雖も韓人への賣行は今尚僅少なるを以て現今に於ける需用は敢て大なりと云ふべからず將來と雖も韓人の嗜好が混成酒又は果實酒に移るまでは尚多くの年月を要すべきを以て漸次日本人の增加と共に是等酒類の賣行に連れて多少の需用を增加するに至るべしと雖も其額尚未だ大なるには至らざるべし

小說　緣のみだれ（五十六）

永井櫻岡

あまり長話を爲たからであらう、山田は息苦しさうに、胸のあたりを靜に撫でゝ、

「其の病名が妙なんだ、マラリヤ熱だと云ふのだ。」

「マラリヤ全く變な病氣だね、臺灣邊では流行すると聞いてたが、内地では少ないからね。」

「臺灣と云へば、僕のマラリヤも矢張り臺灣のが傳染したのかとも思ふのだ、君も知つて居る森本ね、あの森本がマラリヤで苦しんだ時、見るに見兼て二日ばかり看護してやつた事がある、それも發熱の最も激烈な時ちやッたから、自然傳染して居つたのが遠因となつて、雨に當つて寒氣を感じたのが近因となつたのぢやアないかと思ふ。」

「然う、然う、あの森本は臺灣に永く居たので、マラリヤ熱には往生すると云つて居たね或は彼奴のが傳染したかも知れんさ。」

「それでね。」と、何か言はうとしたが、何となく言出し惡い樣子で、忽ち又口を噤むで了つた。うれと察した松岡は、

「で、何か僕に賴みたい事がある樣な書面だつたが、僕の力で能るだけの盡力は爲る意だから、何なりと遠慮なく言給へ。」と、自ら問を發した、山田は其辭に力を得て、

「……實はね、呼附た上に此座事を頼むちや濟まないんだが、今もモウすつかり小遣が無くなつて、食べたい物一つ買う事も能ない其上月末になつたので下宿の拂も爲なきやならないが、今月は下宿料の外に病氣に要用が嵩むだらうと思ふて、其の準備もせなやならないのだ、其處で君に賴むと云ふのは外でもないが、其の金策の一件だがね、濟まないけれど、有だけの衣類を典物して、三十圓ばかり拵えて貰ふ理には行かないだらうか。」と、面目なげに賴む。

「僕も少し位な事なら何とか方法は附けるが、三十圓と云ふ纏つた金は到底都合が出來ないから、それでは新規に十圓だけ調へるで、後の二十圓だけ典物して間に合す事に爲やう。」

「君に厄介かけて濟まないが、それで全快するまで暫時貸して下れ給へ、そして衣類も碌な物は無いから、矢張何か持つて行つて下れ給へ、若し二十圓借りられないと困るからね。」

「それでは、モウ明日が月末だから今日中に調へて來やう衣類は行李にあるのか。」

「あ、濟まないが出して持つて行つて下れ給へ。」

そこで松岡は行李の中から、夏物、冬物取交せて十五六點取出し、一々山田に見せた後大風呂敷に包み、

「それぢや、僕は歸つて金子を拵へて直に來るから待つて居給へよ。」

「勝手な事を賴むで甚麼濟まないね。」

「那樣遠慮があるものか、病氣なんかの時は互ぢやないか。」と言ひつゝ懷中から鰐口を取出して、

「此處に小い錢が少しあるから、欲しい物があるなら買に遣り給へ。」と、銀貨で壹圓枕頭へ置いて、其まゝ風呂敷包を携へて歸つて往つた。

暢氣なる大官

(鶴原君なるべし)

聞く所に依れば某陸軍司令官は現在の暴徒に就て大に憂慮せられ討伐に次ぐに討伐を以てするも茲兩三年間は到底鎮定の見込なしと語られたりと云ふ余輩は右の談話を爲されたる某將軍が今の當局者たるの故を以て最も暴徒の消息に通せらるゝものなるを信じ統監政治の爲め居留邦人の爲め將又韓國人民の爲め日夜憂害の念を殷にすること能はざるものなり

而るに何事ぞ目下京城中の統監府某大官は内地の新聞記者に向て左の如き暢氣千萬なる談話を爲したりと云ふ

(前略)地方によりては小暴動頻々として蜂起すると雖此等は凡て各個の連絡あるものに非ず[illegible]

[illegible]に苦しむ所なり

この一度辭はるゝや韓大臣等は戰々兢々として護衛なしには一步も門外へ出づる能はざる有樣なりと云ふ

東京電報

不信任案否決

本日の議會に於ける政府不信任の決議案は激論の後松田法相登壇し卓を叩きて熱心なる反對演説を試み記名投票の結果三百四十五名の内賛成者百六十八名にて否決せられたり(二十三日午後發)

韓皇帝の親電

韓皇帝には一昨日夜東京に留學の皇太子及び伊藤太師に宛左の親電を發せられたり[illegible]

李載規の皇族待遇に就て

昨年九月十五日皇族の適遇を停止せられたる李載規が[illegible]

刺客出沒の報

[illegible]

森林法の發表

韓國政府に於て森林法制定のことは曾て報道せるが愈昨日の官報にて法律第一號を以て發布せられたり其全文左の如し

第一條 森林は其所有者に依りて此を分つて帝室林、國有林、公有林及私有林とす

第二條 帝室林は本法を適用す

第三條 國有森林山野の賣却は讓與、交換又は貸付及國有森林産物の賣却に關する規定は勅令を以て定む

國有森林山野の經營上國有保存の必要なしと認むる國有森林山野は此を賣却、讓與、交換又は貸付することを得

第四條 農商工部大臣は造林者と其收益を分收する條件を以て國有森林山野に部分林を設定することを得 部分林の樹木は國と造林者の共有とし其收益は分收部分に均し 造林者の生存する樹木は國の所有とす

第五條 農商工部大臣は左に記載せる箇所を保安林に編入するを得

一、土地崩壞流出防備に必要なる箇所

二、飛砂防備に必要なる箇所

三、水害風害潮害防備に必要なる箇所

四、墜石の危険を防備するに必要なる箇所

五、水源涵養に必要なる箇所

六、魚附に必要なる箇所

七、航行目標に必要なる箇所

八、公衆衛生に必要なる箇所

九、壇、廟、社、殿、宮、陵、園又は名所或は舊蹟の風致に必要なる箇所

第六條 保安林は農商工部大臣の許可なくして伐木又は開墾するを得ず

第七條 農商工部大臣は保安林の伐木を禁ずるを得

第八條 保安林に編入したる爲め損害を蒙れる森林所有者は其伐木を禁止したる場合に限り直接の損害に限り補償を請求するを得 但國有林又は帝室林に付ては此限に在らず

第九條 保安林編入に依りて直接の[illegible]

第十條 農商工部大臣は保安林編入の原因消滅したる時又は公益上特別の事由ある時は[illegible]

第十一條 農商工部大臣は森林所有者に對し保安の必要ある森林に付造林及保護を命ずるを得 [illegible]農商工部大臣此を行ひ其費用を[illegible]

第十二條 [illegible]に編入するを得 [illegible]したる者は本法第三條を適用す

第十三條 森林に害虫發生するか又は發生の[illegible]森林所有者は即時之を驅除す[illegible] 農商工部大臣は害虫の驅除に必要なる處置を該森林所有者に[illegible]費用を徵收するを得 [illegible]命令に違ざる時は農商工部大臣[illegible]

第十四條 [illegible]大臣の許可なくして森林に[illegible]すを得す

第十五條 [illegible]許諾を受けすして森林[illegible]るを得す

[illegible]は警察官吏の許可を受けすして森林[illegible]火するを得す

第十五條 森林の主副産物を窃取したる者は刑法第六百二條及第六百三條に準し處斷す

第十六條 他人の森林山野を開墾し又は此に放火したる者は刑法第六百六十九條但書に準して處斷す

第十七條 他人の所有に屬する森林樹木を損傷したる者及森林の爲に設けたる標識を[illegible]したる者及第六條第十二條の規定又は第七條の命令に違背したる者は禁獄又は一圜以上二百圜以下の罰金に處す

附則

第十八條 本法を施行するに必要なる命令は農商工部大臣此を定む

第十九條 森林山野の所有者は本法施行の日より三箇年以内に森林山野の地積及面積の略圖を添付して農商工部大臣に申告す可し期間内に申告せざる者は總て國有と見做す

第二十條 森林法發布以前に在りて國有森林山野に植樹の許可を受け其效力尙存續する者は本法施行の日より一個年以内に部分林の設定を農商工部大臣に請願し認證を受たる時は第四條の規定に依りて部分林を設定したる者と見做す

前項の期日內に請願せざる者は植樹の許可は其效力を失ふものとす

第二十一條 森林法發布以前に在りて國有森林の伐木或は森林山野貸下の許可を受け其效力尙且存續する者は本法施行の日より一個年以内に農商工務大臣に請願し認證を受く可し

前項は期日內に請願せざる時は伐木又は貸下の許可は其效力を失ふものとす

第二十二條 本法は頒布の日より施行す

韓國警察組織の概要(完)

四、管轄區域の變更並巡査配置方針

新官制實施の結果先つ從來の警察管轄區域を變更せられ從來理事廳警察の如きは日本人居留地の關係に因り其管轄區域を定めたるものなるも日韓警察合併の結果主として韓國本位により其管轄區域を定め太邱、平壤の如き觀察使所在地に於ける元理事廳警察は當然之を廢止されたり而して巡査の配置は從來散在主義を採り一分派所に一人若は二人を配置したるも今日の場合却て集團制度の實益あるを認め此主義に依り配置を行ひ一駐在所に三人若くは五人を以てせられたり但し元理事廳駐在所は從來と異なることなく概して一人に止む今警察官署の數を舉ぐれば警察署二十八分署四十三巡査駐在所三百三十七ヶ所とす之を警視廳及各道管内に區別すれば

警視廳	警察署	八
	分署	四
	巡査駐在所	四〇
各道	警察署	二〇
	分署	三九
	巡査駐在所	二九七

にして更に巡査駐在所に於ける日本巡査配置の區別を舉ぐれば警視廳管内四十ヶ所中五人配置四ヶ所三人配置九ヶ所なるも今後同廳の配置上多少の異動を生ずるならん又各道の二百九十七ヶ所中五人配置二十九所三人配置百八ヶ所外に元理事廳所屬巡査駐在所六十ヶ所にして一所一人乃至二人を配置し(馬山警察署管内舊馬山は特に五人とす)其他の百ヶ所は一所韓人巡査四人を配置するも日本人巡査の配置をなさず

五、豫算並に給與

本年度警察豫算總額は二百四十萬圓(昨年度は百八十二萬圓)にして而かも警務局並に警視廳は從前に比し殆んど新設せられたりと謂ふべく又皇宮警察は宮中より分離し内部大臣の直轄たる警視廳の所管に屬することゝなり是等に伴ふ新經費を要するを以て僅かに現狀の儘支へ得るに過ぎず隨つて其給與も從前と大差なきも

(一)韓國人巡査の俸給甚だ低額なるが爲め一人に付月額平均二圓を增俸したること

(二)從來顧問部巡査には被服を給與せざりしが本年度に於ては一般に之を支給すること

(三)從來旅費不足の爲め大に不便を感ぜり然るに警察の活動をなさんとするには隨時其必要に應じ出張せざるべからず之に伴ふ旅費の必要あるは言を俟たざる所たるを以て可及的旅費額を增加したること

(四)從來顧問部巡査には京城在勤者の外舍宅料を支給せざりしが本年度に在りては或る一定の土地に限り之を支給することゝし其額は土地の狀況を參酌し差等を設けたること

等は前年度に異なる主要なるものなり

一、警察官署並警察職員一覽

一、人口九百七十八萬一千六百七十一人日本人巡査一人に對する人口歩合五千七百二十七人

一、警察官署數

警察署	二八	(警視廳 八、各道 二〇)
警察分署	四三	(警視廳 四、各道 三九)
巡査駐在所	三三七	(警視廳 四〇、各道 二九七)

一、警察官

警視 四六人(日人 二九人、韓人 一七人)

内 警務局五人(日人九人韓人五人)、警視廳一四人(日人一五人韓人一二人)、各道二七人

警部 二三二人(日人 一二五人、韓人 九七人)

内 警務局一〇人(日人)、警視廳七五人(日人三六人韓人三九人)、各道一三七人(日人七九人韓人五八人)

巡査 四、七六五人(日人一、七〇八人、韓人三、〇五七人)

内 警務局一〇人(日人)、警視廳一、四八六人(日人四五四人韓人一、〇三二)、各道三、二六九人(日人一、二四四人韓人二、〇二五人)

警察醫 (警視廳 五人、各道 四九人)

通譯 五二人(日人 一三人、韓人 三九人)

内 警視廳三人(日人一人韓人二人)、各道四九人(日人一二人韓人三七人)

全北忠南地方の賊狀

本月十四日其筋の命を帶びて全羅北道忠清南道地方の賊徒討伐の模樣を視察のため出張せられたる内部警務局警部乙政氏は昨日歸京せられたるが同氏の談によれば京城より鳥致院に到る間は極めて平穩にして鳥致院には守備隊の駐屯せるあり同隊長騎兵大尉德永氏は熱心に偵察討伐に盡力せらるゝの結果賊徒屏息し官民安堵の模樣なり公州より江景に至る地方は賊の小部隊時々出沒徘徊し本月八日以來十六日に至る間に錦江左岸なる旺津、王仁附近の三個所に於て討伐隊と遭遇して其二十餘を殪したる事あり江景より礪城に至る間に於ても襲には賊の分派所を襲ひて巡檢の不在中に外套其他を掠奪し去れるあり十六日には蟵山附近にて五六十の賊巡査憲兵のため二名を殪されたるあり十八日には恩津邑に百名の賊來襲し江景分派所員及び守備隊のため十名の殪されたるあり右岸に於ても鴻山より舒川迄は平穩の模樣なれども時々賊襲の風説ありて人心恟々たるもの如く特に靑陽を中心となせる四方三四里の地域には賊の巨魁以下四百乃至五百の集團せるもの如く之に對しては目下大討伐の計畫あれば快報の來る遠からざる可し而して以上の諸賊は名を義兵に藉ると雖も實は例年の火賊及び砂金礦夫が氷雪のため職を失ひたる者が時局に乘じて强盜を働くものにして其の目的とする處は財物に在りて地方良民を苦しむる事甚しく人民は一般に軍隊警察隊の盡力を中心感謝せる如きも軍隊警察隊の行動を賊徒に通せざれば其の迫害に甚しく殊に彼等の行動を討伐隊に通ずる如き事あれば賊は慘酷なる復讐をなすを以て良民は心ならずも賊徒を助くるの傾あり自衛團の如き其組織未だ完からず其の效果の著しからざるは遺憾とすべしと

●仙雲浦の戰闘

一月十五日全羅北道茂長郡禪雲寺に暴徒約百名來集せる報に接し古阜守備隊中原中隊長は進中尉以下を引卒し同日午後十一時出發警察隊の片岡警部以下巡査九名と共に十六日未明同寺を包圍搜索せしも賊影を認めず彼等は十五日午後十時頃扶安郡方面に退去せし形跡あるを以て之を追跡し興德郡二西面仙雲浦に於て彼等の集團に遭遇直ちに急射擊を加へ茂長郡方面に潰走せしむ此の戰闘三時間餘に渉り賊三十餘名を殪したるが暴徒の數は約百五十名にして首魁は金某と稱す

●賊魁を殪す

開城守備隊區田上討伐隊は去る廿一日湖隱洞(九化場西北)に於て約三百の賊を攻擊し首魁玄德鎬以下廿八名を殪し多數を負傷せしめしも我に損害なく廿二日賊を北方に追擊す

●鳳基附近の賊徒

金城守備隊樋口小隊は十七日鳳基附近に於て約三百十の賊を攻擊し同日午前十時「スイッ」驛(鳳基北六里)を包圍し之を掃蕩す賊の死傷約三十捕虜二我上等兵一負傷せり

●仁川の輸出入額

仁川稅關にて昨年中取扱ひたる輸出入品の總額は二千五百六十五萬七千五百四十一圓なるが今之れを一昨年の輸出入總額千六百五十二万一千五百廿三圓に比すれば九百十三萬六千十八圓の增加を來せりと尙之れを細別せば如左

輸出

	四十年	三十九年	增	減
内國産	四、六三六、三〇九	一、八〇三、〇一七	增二、七〇四、一九二	
外國産	二三九、〇七四	五〇四、〇二二		減二六四、九四八
計	四、九〇五、三八三	二、三〇七、〇三九	增二、五九八、三四四	

輸入

	四十年	三十九年	增	減
外國産	二〇、七五二、一八四	一四、一三五、四九四	增六、六一六、六九〇	
内國産		四四		四四
計	二〇、七五二、一八四	一四、一三五、五三八	增六、六一六、六四六	
輸入超過	一五、八四六、八〇一	一一、八二八、四九九	增四、〇一八、三〇二	

秋田氏の火災保險

韓國に於て傑出したる實業家秋田毅氏は昨年十一月以來火災保險營業認可、開城人參の專賣權、某干潟埋立の特許權、廣大なる殖林地の使用權等を得んが爲に必死運動中の由なりしが愈運動の結果現はれ火災保險營業丈は近日認可せらるゝなるべしと云ふ、記者は秋田氏運動の奏効を賀すると同時に同氏の運動を扶けられたる某大官の勞を多しとするものなり

東洋火災保險會社

坊間傳ふる所によれば東洋火災保險會社は已に統監府の認可を受けたりとの事なれども記者の其筋に向て質せし所によれば昨日までは認可せられたるにはあらずと云ふ

麥酒會社分工場設置地に就て

大日本麥酒會社が其分工場を京仁間に設置することに決し其場所撰定の爲め植村證三郎氏一行の來仁を見たる譯なるが其後會社に於て設置地を秘密に附し加ふるに豫定されたるかの如く想像されたる萬石洞の地を解約せしやに傳ふるものあり旁々該分工場を有志間には種々運動する所ありたるが今會社側の意向を聞くに初め設置地として仁川を舉げたるも元來麥酒工場には多量の水を要す然るに仁川附近は殊の外用水に欠乏を感じ假令水道用水を使用するとしても其費用夥しく到底永續の見込なし故に永遠に此事業を持續せんと欲せば勢ひ他に無料を以て清水を得る場所を撰定せざるべからず是れ龍山附近の候補地として矚目されたる所以なり然れば京仁間に於て絶對に分工場を設置せぬとには非ざれど仁川にては多額の費用を要し而かも他に適當の箇所なければ格別會社に於ても内々心當りの地もあることなれば其買收方に就て考慮中なりしが然りとて未だ買收の濟まざる内に明瞭に是を秘せしに過ぎずして坊間動々もすれば非々の地を撰定せりと發表せば地價をして徒らに昂騰せしむるの虞れあり旁々其の箇所設置に決定せるかの如く傳ふるものありと雖もこれ全く如上の理由を解せざる人の言に過ぎず而して過日の株主總會に於ても從來の五百六十萬圓の資本を千二百萬圓に增加する件を可決せるを以て該分工場の設置も今後は具体的に進捗すべしと云ふ

鐵道賃金引上の説明

鐵道管理局が在韓國に於ける旅客賃金を引上げたることは前號所載の如くなるが今其説明なるものを掲ぐれば左の如し

統監府鐵道管理局賃金整理説明

京義鐵道龍山新義州間三百十哩間の改良工事は着々進行し半は竣成を告げたるを以て從來便乘便載の方法に依る旅客貨物の取扱を廢し來る四月一日以後之を營業線として京釜線運輸を開始せんとす然も京義線に於る現行旅客貨物の賃金率は

旅客 一哩に付 三等三錢 二等六錢

貨物 斤扱一哩百斤五厘 噸扱一哩一噸五錢

にして高率に過ぎ交通機關の利用上遺憾なからずとするところ殊に京釜線の賃率に比して大差あり同一管理の下に營業する線路にして彼に厚く是に薄く此間等差を設くるの不當なるは敢て説明を俟たず玆に來る四月一日を期して全線に涉り旅客貨物の賃金を整理する所以なり

小手荷物賃金は客年四月一日既に京釜線所定のものと同一とし哩程通算法に依り運賃を低減せり大貨物賃金亦將に來る四月一日以後京釜線所定賃率を適用し遠距離低減法に依り大に物資の需用供給に便を與へんとす

獨り旅客賃金に至ては現行京釜線所定率を直ちに以て適用するを得ず整理の結果京釜線に於ては大に引下を京義線に於ては幾分引上げを爲すものとす

此新賃率を以て假りに草梁南大門新義州を基點とし各區間の三等賃金を算出すれば引下げに屬するものは百六十三區間にして引上げに屬するものは百二十八區間とす又引下の最も大なるものは新義州馬山間の約四圓四十錢にして引上げの最も大なるものは草梁仁川間の約一圓七十錢とす兩者の區間數及賃金の高底額を比較すれば低減に屬するもの多しと雖も乘客數を以てすれば引下の區間は交通頻繁なるが故に收入增減の總額に於ては略ぼ平均し從來に比し一箇年約五千六百圓の減額を來すべき豫定なりとす試に整理賃率を東洋に於ける二三鐵道と比較すれば左記の如し

	五十哩迄	百哩迄	二百哩迄	三百哩迄	三百哩以上
日本國有	一、五五	一、三	一、〇	〇、八	〇、七
臺灣	三、〇	(五十哩以上二、五)			
南滿	三、〇	二、七	二、五	二、三	二、三
支那關外	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
韓國	三、〇	二、五	二、〇	一、五	二、〇

●仁川戶籍整理

仁川居留民團に於ては今回愈々地番制を實行することに決定せるを以て來る月曜日より同地警察署と協力し戶籍の整理に着手すべしと

●仁川商議所總會

仁川商業會議所に於ては一昨二十三日定期總會を開催し明治四十年度收支決算並に役員會に於て議定したる諸細則を可認し事務報告其他課金徵收[illegible]續を是認して午後六時散會せり

●韓國水產總會

去る十五日より二十二日迄釜山本部に於て總會を開催し統監府よりは庵原水產技師出席したり

●曾禰副統監の出頭

同副統監は昨日午後二時三十分宮內府に出頭し御下賜品の御禮を陳べられ歸途內閣へ立寄られたり

●國分秘書官の挨拶

今回歸任されたる國分秘書官は昨日午後二時三十分宮内府に出頭し歸任の挨拶をなしたり

●池部副理事官の兼任

副理事官池部鈞氏は二十二日附を以て統監府書記官兼任を命ぜられたり

雜誌朝鮮の發行

當地の日韓書房は恰も東京に於ける博文館とも云ふべき地位にある處の大書肆なるが今回同書房にては「朝鮮」と題する月刊雜誌を發行する由なり、因に同雜誌執筆者は與地長風先生にして編輯主任は釋尾旭邦氏なりと云ふ

●山東丸の積荷

仁川稅關工事部の事業用材木四千本其他土木器具若干を釜山稅關工事部に送附することゝなり本日出帆すべき山東丸にてレール一哩半分を發送す

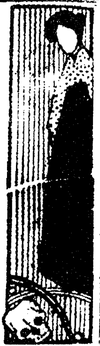
●木浦丸の積荷

本日出帆の木浦丸にて仁川陸軍運輸部より群山木浦の各守備隊に糧食四十個を輸送せり

▲侍從武官陸軍步兵大佐高橋義章氏 巴城

[illegible]十二日參内者 昌德宮計六十八人 光州小宮々内次官夫人、德壽宮計七十七人(内二十六人) 承寧府總管趙民熙、同副總[illegible]

同技師	奏任二等	佐々木四方志
同		齋藤 兼次
同	三等	久保田 武
同		劉 世 煥
同	奏任四等	多見 五郎
同		李 圭[illegible]



秋月菊の傳　其二

紫生

功名は棚の牡丹餅を取るよりも容易く富貴は掌を返すよりも難からぬことに思ひ込みたる市作夫婦のものは翌る日の午後七時過ぎ恙もなく釜山の港に安着せしが元來より知る人とても無き身なれば船夫に敎へられたるまゝに或る安宿に行李を解き何かの思案は明日のことゝ今宵一夜は船の疲れを安めもし且つは出途の前祝ひと夕餉の膳に酒を呼び肴は其外に二種三種の肴をも命じて夫婦とも飲る口の搗てゝ加へて懷には六百圓の金唸りを生じ居ることとなれば不圖一本が三本となり七本迄も倒したること して夫婦共上機嫌最早金の十千萬兩も儲け得たる心地となり手を拍ち鳴らして亭主を呼び女中への祝儀宿への土産代りにと少なからぬ金を與へ扨て市作は容態を改め何を云ふても吾々は見らるゝ通りの田舍者土地の様子も更らに知らぬことなるが兎にも角にも一商法行つて見る心算なるが御亭主の考へでは何商賣が善しからんか心隔てず良き智惠あらば借してやつて下されと賴むに亭主は首傾け少時思案の体なりしが軈てのことに小膝を進め先づ私の考へでは韓人相手の金貸しか又は質屋をなさるのが手廻し早くて儲けが強く先づ何よりの上分別外の稼業は云ふ迄もなく仕入高雜費の他にも資本を多く寐せねばならず夫れで二割か三割の儲けの中には倒れもあれど金貸し質屋の營業は何れにしても抵當取つての營業なれば貸したる金は取れずとも頭から其積りにて取つた抵當あれば損する氣遣ひなきのみか却つて流れがあるが利益、期限が來れば否應なし土地でも家屋でも直ぐと自分の名に書き換へ貸すなり賣るなり勝手次第此處の呼吸を飲み込んでかゝれば一二ヶ年も經つ内には土地でも五本の指に屈らるゝ様に成りなさるは何んでもなきこと私なども幾度か利得の薄き宿屋稼業は廢めにして一つ行つて見様かとも思ひましたれど性質での佛性何んだか濟まぬ様な氣がしましてと話し上手の亭主の言葉に市作グッと乘り氣になり慈悲ぢやの情ぢやのと云ふことは金が出來ての上の贅澤沙汰私は當分其の様な時代後れの意見は西の海にサラリと棄てゝ一番やつて見やうと思ふに就ては何より先きに入用のものは夫婦の者の住ふべき恰好の家が心當りにありましようか邪魔序でに世話して下され儲けた上は屹と亭主をも失禮ながら此様稼業はさせて置かねば後の報酬を樂しみに味善う肝煎つて下されや賴みましたぞ賴まれました明日とも云はず只今から心當りを聞き合せますと立ち出でたるが暫くあつて莞爾々々もので歸り來りし亭主の話しに依れば宅より凡そ二三町先き右へ切れたる横丁の中程に一軒離れた韓人家屋立派さまでは行かねども見苦しからねば差當りの住居は其所と定めなされ、其處で家賃は三圓半それ望みとならば明早朝約束致して參りますとの言葉に何分た任せ申します宜しき様に願います其れから此れも世話序でに日本語の分るヨボ・ヨボと云つてはそれ分りになるまいが下男一人身元確かのものなれば使ひなされてこれから先きは多く韓人相手のこと韓語が知れねば猫に小判見すく甘い儲け口をも逃がすこともあるものなればと殘る方なき亭主の周旋に夫婦のものは足も運ばず氣も遣はず萬事スルく運ぶにぞ幸先よしと打ち喜び二三日の後此の家に引き移り典當局の大看板に徂き徠の韓人の目を驚かしむることとはなりぬ。

●津田政の罪狀

大膽不敵にして且つ破獄に妙を得逃走に妙を得たる大賊津田政二郎の罪狀に就きては南部警察署に於て今尙は取調中なるが聞く處によれば昨日迄午迄に左の三十一件だけを自白したりと

第一　政次郎は住所不詳の土方体の男と共謀し昨年八月二十日午前一時頃京城西署阿峴兄弟洞居米國人マーキルナン方周圍の板壁を踰越し邸内に侵入し土方体男は屋外に於て見張をなし政治郎は同家西洋室硝子戸の硝子を取り外し同所より忍び入り同室内にありし石香爐一個を竊取し直ちに龍山に至りこれを賣却せんとする際同所警察署に同行せられたるも取調前逃亡したり

第二　昨年八月二十二日午前二時頃前記の男と共謀し西署盤石坊樂峴聖堂佛國人チヨンアルミイ方事務室硝子戸の硝子を取外し忍び入りピストル一挺外三點（六十九圓）を竊取し贓品は龍山にて支那人に三圓六十錢に賣却し其の金員は共謀者と分配したり

第三　昨年九月廿七日午前一時半頃前記の男と共謀し京城西大門内の獨逸人エファーリツキ方邸内に忍び入りたるに家人眼を覺して短銃を放ちたるに驚き逃走せり

第四　前記の男と共謀し昨年九月二十七日午前一時頃西大門外アストルホテル外園の煉瓦塀を踰ひ忍び入りたるも家人に覺知せられ逃走せり

第五　昨年九月廿六日午前二時頃東署蓮洞居米國人牧師方の硝子戸の粘土を搔き除け手を入れて戸締を外し忍び入り銀側時計を竊取し韓人に六十錢に賣却したり

第六　九月廿四日前記の男と共に西署石橋松亭居英國人ベツセル方居室に忍び入り現金一圓と洋服上着一枚外三點（十九圓）を竊取したり

第七　前記の男と共に九月二十三日午前一時頃東署蓮池坊齋洞居住米國人李牧師方に忍び入り金側時計外九點（百三十九圓）を竊取したり

第八　九月廿二日午前三時頃西大門外濟衆院裏居住米國人ホスト方に忍び入り現金九圓外二點（六圓）を竊取したり

第九　昨年九月廿日午後十二時頃西署鑰洞米國人ツナイト方に忍び入り金時計外三點（八十圓餘）を竊取したり

第十　昨年九月廿一日午前一時半西署鑰洞米韓電氣會社員米國人インクリス方に忍び入り金鎖一筋外三點（七十三圓）を竊取したり

第十一　昨年八月廿一日午後十一時過西署盤石坊兄弟洞居米國人コークレナン方に忍び入り先きに威嚇せられし復讐にピストルを放ちたるも家人には負傷なかりし

第十二　昨年九月十七日午後十二時南大門外濟衆院裏居米國人ジーエッチションス方に忍び入り金側時計外數點（八十五圓）を竊取したり

第十三　昨年九月廿六日午前二時頃元山街道なる大韓病院建築所度支部技手藤内方に忍び入り銀側時計外六點（六十三圓）を竊取したり

第十四　昨年十月一日午後十一時頃京城東四軒町官舍栗原重平方に忍び入り銀側時計外數點（六十三圓）現金五十圓を竊取したり

第十五　昨年十一月一日午後十一時頃南大門外漢城共同倉庫株式會社二宮久一方に忍び入り現金七十圓外數點（二十四圓）を竊取したり

第十六　昨年九月十五日午前二時頃南大門鐵道管理局合宿所料理場松本宗之助同年十月十九日午前四時頃同所田代夏海の居室に忍び入り時計其の他を竊取したり

第十七　昨年十一月十六日奬忠壇西四軒町陸軍一等主計植村松之助方に忍び入り銀側時計其他（五十一圓）を竊取したり

第十八　昨年十月廿四日午後九時頃大和町三丁目通信管理局長官舍に忍び入り官服其他（五十圓）を竊取したり

第十九　昨年十月十八日本町九丁目扇政右門方に忍び入り雜品其他（十七圓）を竊取したり

第二十　昨年十一月廿日大和町三丁目梶原末太郎方に忍び入り帽子外十三點（百二十五圓）を竊取したり

第二十一　八月廿日麻浦居住岩崎庄助方に忍び入り五連發ピストルを竊取したり

第二十二　八月廿五日西署盤石坊萬里洞佐藤虎雄方に忍び入り短刀外數點（十六圓）を竊取したり

第二十三　八月廿六日南大門外藥峴大本幸一方に忍び入り現金十六圓を竊取したり

第二十四　八月廿五日南大門外漢城共同倉庫會社々宅遠藤龜治方に忍び入り現金其他（三十六圓）を竊取したり

第二十五　十二月十九日馬頭山大韓病院看護婦寄宿舍に忍び入り岡上君代の白紋羽二重其他（百三十圓）を竊取したり

第二十六　十二月十八日吉野町一丁目井澤俊太郎方に忍び入り現金二十圓を竊取したり

第二十七　九月日不詳大和町統監府通信管理局官舍に忍び入り紺羽織其他を竊取したり

第二十八　九月日不詳南大門外日本人宅に忍び入り絹單衣一枚を竊取したり

第二十九　八月の末日不詳南大門外日本人宅に忍び入り金指環銀簪等を竊取したり

第三十　十二月廿五日頃旭町四丁目日本人宅に忍び入り金十圓と金鍍の時計インバネス等を竊取したり

第三十一　十一月日不詳大韓病院横側なる日本人宅に忍び入り醬油四斗樽一挺を竊取したり

●故郷の空に月白し

つひ二三日前發南大門は蓬來町一番戸春野とかいふ家へ年頃二十三四の眉目秀でし一人の女訪ね來り一寸物伺ひいたしますと言葉を冒頭にサモ恥かしさうに赧らむ顏を掩ひながらいへるには妾しは生れは茨城縣東茨城郡大貫村姓名は沖島すみと申すものなるが春野様とかは此方にて御主人様は御宅ですかとの問ひなるより取次の者はハイ左様なりと答へて奥に入り兎く主人に告げゝるに主人は首を捻りて茨城縣さあれば自分と同國なるが其のやうな女は更に知らず併し兎も角も一應面會すべき程に座に通してとの言葉に早速件の女をば席に案内せしに女はいとも慇懃に主人に會釋せしが時を經るも用向の事柄は何もいはず唯下俯向いて悲しき淚の雫をば膝に落とし果ては袂もて顏を掩ひてシク〱泣き出せしに主人も初めの程は年若き女氣の何か深仔細のあるならんと思ひ居りしもいつ迄默つても居られねば女の顏をば差し覗きながら優しき詞もて用向の筋道を尋ねしに女は稍々ありて、やう〱淚の顏を揚げ思ひを決して一什伍什我が身の越し方を明かせしがサテ此の女の身の上こそ近頃聞くも憐れの次第といふべけれ（つゞく）

●十月よりの天然痘患者數　目下城の内外に流行しつゝある天然痘患者に就ては每度記す如くなるが今昨年十月二十一日發生したる同患者より本月二十三日に至る數を擧ぐれば十月二十一日より十二月三十一日迄三十名、本年一月一日より二十三日迄四十名合計七十名にして内三名は十年前種痘したる者、他は悉く種痘をなさゞるものなりと之に依りて見れば種痘の忽にすべからざるを知るべし

●鐵條線を張る　永樂町三丁目の尾瀧組が元目賀田顧問邸の下なる一般の通路に鐵條線を張り往來を沮害するとの告訴人ありて一昨日南部警察署より實地を調査したる由なるが事實如何にや

●僞病人　京都市間の町通竹屋町の生れなる大工職志村菊松（二十）は南山町二丁目田中竹次郎方に寄食せるも菊松は天性懶惰にして職業に勉めざる故同家にても自然と愛想を盡かし早く去れがしに取扱へるより爰に居溜らず飛出したるものゝ寒食を凌ぐべき手段もなきより行旅病人に裝ひ民團役所の保護により本願寺附屬の收容所に入れられしも爰にも彼が横着なること發見せられて再び民團役所前の道路に出で病人の体を裝ふて泣き叫び通行人の哀を請ひ居たるが某が憫然に思ひ警察署へ連れ來れるより警察署にて取調べて見ると全く僞病人なるより一夜を留め置かれ昨朝說諭の上放免せられたり

●金の指環と銀時計　別項記載の大賊津田政二郎が所持し贓品なることは明かなるも被害者不明なり心當りの者は南部警察署へ出頭し現品を閲覽すべし

●賊を捕ふ　昨日午前四時頃南大門通三丁目洋服商丁子屋支店の向側なる安保剛平方の表戸を外し忍び入らんとする者あるを早くも剛平が認めて追かけたりしに賊は三名にて二名は鐘路方面へ走り一名は園丘壇の方へ逃走せんとするを取押へたり此賊は平壤の者にて金鑛坑夫金學西（三十）と自稱せりと

●百九圓の持ち逃げ　去る二十三日龍山停車場前なる村井善七の店員岡山縣人二山光秋（十九）は五十八銀行に貯金すべく現金百九圓を托せられて拐帶逃走したりと

●强盜　二十三日夜樂善坊坪井洞八十四統二戶酒商金聖俊方へ四五の强盜押入り軍刀を以て脅迫し金四圓八十錢を掠奪し去れり

●盜難　若草町二丁目の深堀儀三郎は裏の戸締なき所より賊忍び入り銀側時計一個を竊取せられしと

●雜誌チョンゴシ　雜誌チョンゴシなるものゝ昨日本町六丁目申文社より發行されたり十頁位の氣の利いた体裁なれど内容は紳士の家庭にはトテも唯だ下宿屋の片隅にゴロ付いてる兄や商店の若旦那や丁稚などには好き友なるべし定價は五錢安きものなり

●北村劇の不如歸　歌舞伎座に於ける北村一座の藝題は不如歸にして役割は左の通
執事田崎（井上）乳母お幾（西本）加藤夫人（原田）車夫長松（大島）山本娘豐子（桂）河島母親慶子（横山）浪子（吉岡）醫師峰元英（佐藤）家令山田（谷）紳商田中（中澤）河島武夫（保岡）女中お竹（小泉）山木兵藏（齊木）書生平野（北山）千々岩中尉（三木）千鶴子（三井）令孃駒子（三國）副官大田（濟水）露國士官ウロール（森）片岡中將（北村）

●新溪附近の賊　一月七日午前新溪守備隊の下士以下六名遂安附近情況偵察の爲め出張中遂安北方約五十清里の中和に於て約五十の賊徒と出會其十二名を殪し若干名を負傷せしめ銃器四挺鹵獲し殘兵は兎山方面に退却せり

●廿三日參內者　昌德宮計六十人（內婦人九人）重なるは法部大臣趙重應、學部大臣李載崐、總理大臣李完用、軍部大臣李完植等なり
光岡小宮々內次官夫人、德壽宮計七十七人（內二十六人）承寧府總管趙民熙、同副總管朴齊斌、侍從長金春熙、侍從武官洪婦人、承候官尹溪榮、承候官尹德榮、主殿院卿李載濟、侍從院副卿李會九、總武官高義誠、侍從武官鄭熙鳳、典醫長徐尚孝、法部大臣左夫人

●大韓醫院の職員任命　今回左の如く任命されたり
大韓醫院長　勅任一等　佐藤進
同技師　奏任二等　佐々木四方志
同　同　齋藤兼次
同　同　田中守
同藥劑官　奏任二等　兒島高里
同醫官　奏任四等　井上鍾一
同敎授　奏任二等　小竹武次
同　三等　久保田武
同　同　劉世煥
同　四等　劉秉夕
同　同　長谷川貞之郎
同　同　崔圭翼
同　奏任二等　村上龍次郎
同　奏任三等　鈴木兼之助
同　同　李圭晧
同　奏任四等　多見五郎
同　同　內田正巳
同　同　金用鎭
同　同　矢野兼吉
同　同　淸水武文
同　同　崔國鉉

公人私人
▲侍從武官陸軍步兵大佐高橋章氏　巴城館へ投宿
▲陸軍工兵少佐大崎峰登　金澤旅館へ投宿

諸官衙御用品調達

營業科目

紙類書籍
印刷附屬品
印刷インキ
防腐デシン
穀物食鹽
織物染料

各學校用品調達

并に

委托販賣

東京 合資會社 アライアンス商會代理店
横濱 百七番 ビユーム、エンドライフ商會代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
東京 博文館發行書籍特約店
京城 金港堂發行書籍特約店
東京 鹽合資會社食鹽特約店
釜山 臺

藤田合名會社

本社 京城明治町二丁目 電話三二〇番
支店 仁川港濱町一丁目 電話五一五番
出張所 東京京橋區南鍋町一丁目 電話新橋三九六二番

材木薪炭商並ニ
鐵道貨物取扱運送業
韓國京義線新幕停車場前

(モ) 田村保吉

電信略號(マルキ)

新築落成

龍山元町壹丁目

會席御料理 八景園

電話四六番

京城明治町一丁目 (漢城病院筋向入)

高等下宿 日乃出館

弊館は設備完全にして最も閑靜なり
弊館は丁寧懇切を以て特色とす

熊平製造金庫
東京 竹内製金庫
大阪 二重鍛 並二回轉式 消火器

韓國販賣部 京城本町二丁目

熊平商店

電話六二四番

極 材木、竹類、灰

座敷廻り諸材料特に注意取揃あり
右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候
間多少に不拘御用命願上候

(卞) 小森材木部

京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

料理店案内 手がるな

京城大平町一丁目 九州樓

京城大平町一丁目 永樂亭本店

京城長谷川町二丁目 永樂亭支店

京城西小門内 南方亭 同支店

京城大平町 れた福亭

京城西小門内 日の出亭

京城大平町二丁目 新あづま

會席御料理 並に 仕出し

京城西小門内 福來亭

會席御料理 並に仕出し

西小門内 橫濱亭

會席御料理 並に仕出し 其他御好次第

米倉町一丁目 おた福

おたふく

會席御料理 並に仕出し 御好に應ず

京城西小門通り (京城新報横入る)

日の出

本店 東京市日本橋區兜町
內地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、平壤、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
清國出張所 安東縣

株式會社 第一銀行韓國支店

電話番號 營業部 一一番 / 同 一二番 / 營業部 三三番 / 國庫部 六一一番 / 國庫保管用 六一二番 / 分拆所 六一三番

總支配人 市原盛宏
副支配人 三島太郎
國庫部長 竹山純平
副支配人 [illegible]
營業部長 市村雄次

公債 株式 現物賣買

可嚀、確實に取扱申候間多少不拘御用命之程奉懇願候

龍山櫻町 (青木病院前)

質商 梅尾圓八商店

一各種石炭大販賣

大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
三池粉炭

ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應じ可申候

當社一手販賣炭左之通り

三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物產合名會社
京城出張所 (電話二十六番)
仁川出張所 (電話六十三番)

韓國京城 株式會社 大韓天一銀行

電話五五八番

處方調劑 藥品賣藥 衛生材料

(業)

龍山櫻町
藥劑師 川瀨一五郎
商號 開壽堂藥房

齒科全般の治療

米國最新式義齒

京城本町六丁目(藪そば横町)
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

産婆案内 いろは順

內務省免許 京城明治町一丁目 伊集院兼子 (電話架設中)

內務省免許 京城旭町三丁目 伊藤智滿子

內務省免許 京城明治町一丁目 岩永滋野 妊婦產婦マッサージを要す

內務省免許 京城壽町三丁目二十六番地 濱崎辰子

內務省免許 京城本町五丁目(釘本商店横入) 堀越直子

京城本町貳丁目 三井物產會社裏内三好方 若原順子

明治二十五年開業 內務省免許 田淵左姬 京城本町六丁目

內務省免許 京城本町四丁目三十番地 土山峰子 京都帝國大學病院產科婦人科勤務を辭し肩書の處へ開業致し候

內務省免許 京城旭町通一丁目五十五番戶 (民役所の西側) 山鳥ウタ

內務省免許 京城壽町一丁目(坂井病院內) 築山久野 (電話二一六番)

內務省免許 京城南大門外 雜貨商池田商店前入 松尾のぶ子

內務省免許 京城日出町小學校前 文具商酒井秀榮堂內 淺野くわ子

官許 胞衣取扱所 內務省免許 京城明治町三丁目一番地 三池鶴代

明治二十四年開業 杉原花子 京城南山町三丁目 (日本人倶樂部上)

日韓病院

一般患者之依頼に應ず

京城新王城大漢門前

院長 橋本三男
醫員 吉田定見
同 韓國軍醫 [illegible]
藥劑師 森永 [illegible]
會計 濱口源太郎
井口平治
隔日出張 龍山青木病院長 青木清六
入院隨意

會席御料理 並に仕出し 御望に應ず

京城大平町一丁目

田舍家

電話七五六番

▲各科治療 ▲入院隨意

軍人、新聞社職工、學生、諸君は[illegible]減可仕候
無代施療券配布方民役所へ托し置候 該券持參の御方に限り無代治療に可[illegible]

京城長谷川町二丁目

蘇生病院

一鐵道貨物取扱
一稅關保稅貨物[illegible]

迅速に確實可嚀を主とし御取扱可申候間多少に不拘御用命奉願候

仁川停車場上 小宮山運送店 電話七一六番

京城南大門外一丁目 同支店

味噌醬油製造
乾物罐詰
銘茶食料雜貨

京城本町五丁目

漬物問屋 大上商店 (電話二五一番)

日本郵船株式會社 電話十番

仁川 瀛船出帆廣告

貨物及船客取扱店

仁川海岸通 郡回漕會 電話三九番

京城南大門通 巴商店 電話三〇六番

● 釜山長崎門司神戸行 山東丸 一月二十五日 後三時出
● 群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行 浦汐丸 一月 日 後三時出 / 第一オハヨ號 二月 八日 後三時出 / 伊勢丸 二月 一日 後一時出 / 上川丸 一月廿七日 後三時出
● 大連行 高砂丸 一月廿五日 後一時出 / 營口丸 二月四日 後一時出 / 新潟丸 二月八日 後一時出
● 大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 二月八日 前九時出
● 釜山出帆、元山行 弘前丸 一月二十九日

御注意 御乘船ノ際ハ稅關波止場ヨリ本船迄御送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事